

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十四号

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一条例別表第一第二十号の規則で定める事務の項第一号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「第二項」を「第三項」に改め、同項第二号及び第三号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、令和二年十二月一日から施行する。